

「愛のしるし寄付金」返礼品採用基準

1. 返礼品の条件

次の（１）～（３）の全てに該当するもの（飯山市社協が適当でないと判断したものは除く）

- （１）飯山市の魅力が伝わるもので、地域産業の振興につながる要素をもつ物品又は役務等
- （２）法定の地場産品基準に適合する物品又は役務等（大部分に市内産原材料を使用しているもの、主要部分が市内で生産・製造・加工されているもの、市内で提供されるサービス等）
- （３）品質や数量を安定して供給できる物品又は役務等（期間や数量を限定することも可）

2. 事業者の要件

次の（１）～（５）の全てに該当する事業者（飯山市社協が適当でないと認めた者は除く）

- （１）各種法令に沿った生産・製造・販売・役務を行っていること、または行えること
- （２）市内の圃場、工場、施設等で生産・製造・加工・役務等を行っていること
- （３）返礼品の発送、役務の提供を自ら責任をもって行えること
- （４）返礼品へのクレームに対し誠実に対応できること
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと

3. 募集方法及び提出書類等

- （１）受付 随時
- （２）確認書（別紙）
- （３）商品データ画像